

# 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

一般社団法人 山梨県木材協会

## 第一 目的

本実施要領は、一般社団法人山梨県木材協会（以下「山木協」という。）が平成27年4月1日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領」の内容を定めるものである。

## 第二 本実施に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。
- 2 認定は、原則として山梨県産材認証センターが認定した山梨県産材・合法木材取扱事業者を対象とする。

## 第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

- 1 認定を受けようとする事業者は、【様式1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」（以下「事業者認定申請書」という。）及び【様式1-1】で定める誓約書を、山木協へ提出しなければならない。【別表】で定める「認定手数料」、「維持管理費」については、事業者認定申請書提出と同時に納入するものとする。
- 2 認定されなかった場合は、前項の「認定手数料」及び「維持管理費」は全額返納する。

## 第四 審査及びその結果の通知

- 1 山木協は、認定のため代表理事が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された事業者認定申請書の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 山木協は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

## 第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定条件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。  
(分別管理)

- ① 間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木質バイオマスをそれぞれ分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木質バイオマスがそれぞれ混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(県内の発電施設等への配慮)

- ③ 県内の発電施設等へ著しい影響を及ぼさないように、適切に配慮して木質バイオマスの供給に努めること。

(帳簿管理)

- ④ 間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理帳簿等により把握できること。
- ⑤ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

- ⑥ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

## 第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 山木協は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」【様式2】を交付するとともに、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日を山木協のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

## 第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【様式3】とする。

## 第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、【様式4】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年5月末までに、山木協へ報告するものとする。
- 2 山木協は、認定事業者からの報告をとりまとめ、その概要を公表する。

## 第九 立入検査

山木協は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、山木協から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど山木協に協力しなければならない。

## 第十 認定事業者の取消し

- 1 山木協は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を山木協のホームページ等に公表するものとする。
  - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
  - ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
  - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
  - ④ 第九に定める立入検査を拒否したとき。
  - ⑤ この事業に対しあらかじめ合意した費用の負担が実行されないとき。
- 2 山木協は、認定を取り消したときは、【様式5】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

## 第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

- 1 認定の継続を希望する認定事業者は、認定の有効期間が終了する30日前までに、【様式6】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」（以下「事業者認定申請書（継続）」という。）を山木協に提出しなければならない。【別表】で定める「認定更新手数料」及び「維持管理費」については、事業者認定申請書（継続）提出と同時に納入するものとする。
- 2 前項の認定更新手数料及び維持管理費は認定されなかった場合、返納する。

附 則 本実施要領は、平成27年4月 1日から施行する。

附 則 本実施要領は、平成29年5月12日から施行する。

## 【別表】

### 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定の経費

#### 1. 会員

認定手数料	書類審査のみ	30,000円
	現地審査が必要な場合	実費
認定更新手数料	書類審査のみ	30,000円
	現地審査が必要な場合	実費
維持管理費	年額	20,000円

#### 2. 会員以外

認定手数料	書類審査のみ	100,000円
	現地審査が必要な場合	実費
認定更新手数料	書類審査のみ	100,000円
	現地審査が必要な場合	実費
維持管理費	年額	20,000円

(注) 実費とは、現地調査に要する日当、旅費等をいい、山木協の定めるところによる。

【様式 1】 認定申請書（新規）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る  
事業者認定申請書（新規）

平成 年 月 日

一般社団法人 山梨県木材協会

代表理事 天野 公 夫 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

⑩

山梨県産材認証センター登録番号：

—

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 創業 年 従業員数 人
- 2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量：（別添 1 のとおり）
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添 2 のとおり）
- 4 分別管理及び書類管理の方針書（別添 3 のとおり）
- 5 その他（注）  ISO  JAS  その他（ ）  
注：資格（ISO、JAS、FSC等）を持っていれば✓してください。

【様式 1 - 1】 誓約書

誓 約 書

平成 年 月 日

一般社団法人山梨県木材協会  
代表理事 天野公夫 殿

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

㊞

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づく認定を受けるにあたって次の事項を誓約致します。

誓約事項

1. 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月林野庁）及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領の定める諸規定の内容を了知し、これを遵守致します。
2. 前項の諸規定に違反したと山梨県木材協会が認めるときは、認定を取り消され、事業者名及び取り消し理由を公表されることに異議ありません。
3. 自らが発行した納品書又は証明書における間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別について消費者等との間で問題が生じた場合、自らの責任で全ての処理を行い、山梨県木材協会には一切ご迷惑をおかけいたしません。
4. 認定後は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定の内容や、木質バイオマスの取扱実績量等、山梨県木材協会が木質バイオマス利用促進のために必要と認める情報を一般に公表することに異議ありません。

**別添 1** 木材・木製品の主要品目、年間取扱量

**平成 年度 木材・木製品の主要品目、年間取扱数量**

(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

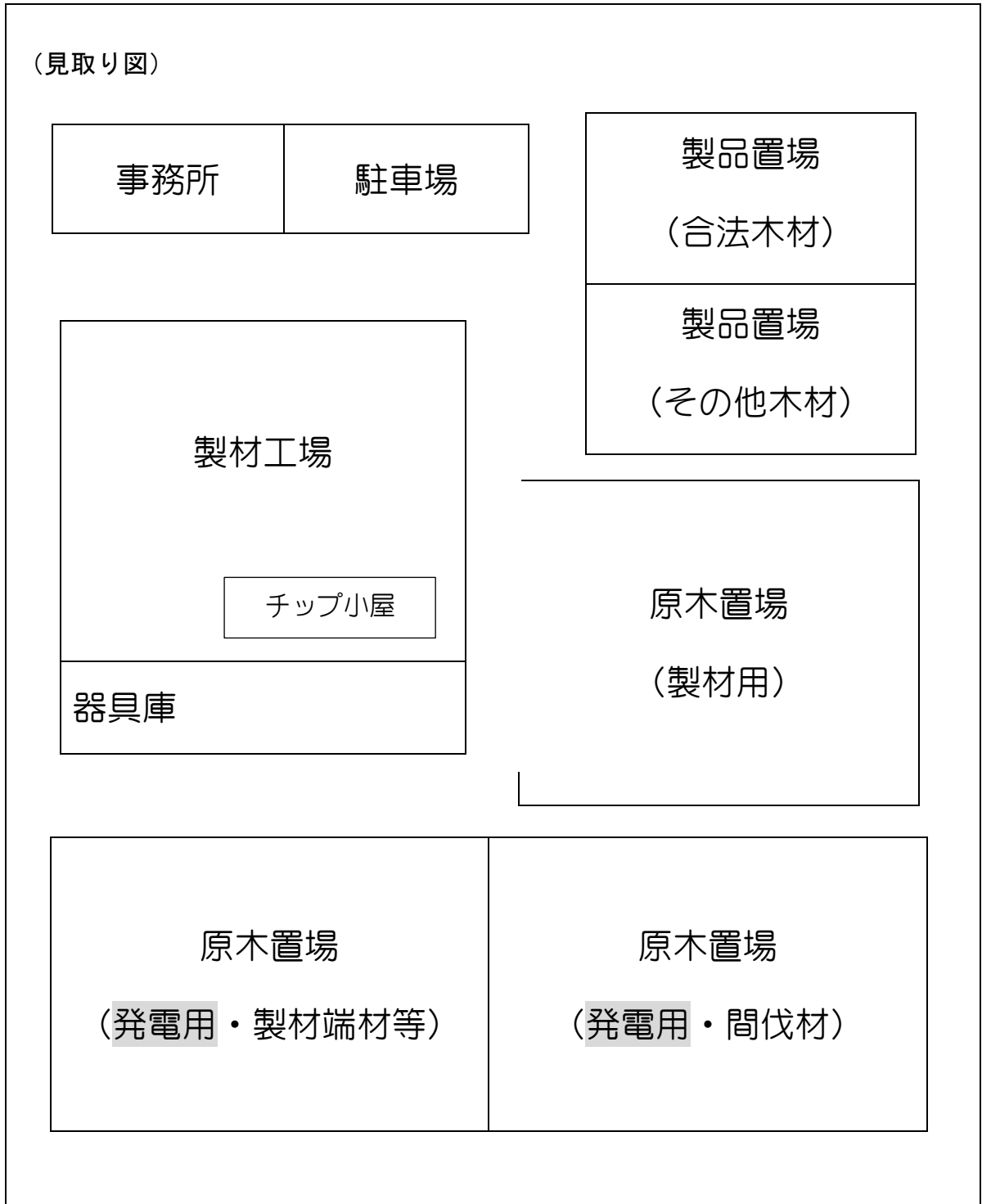
申請者名 \_\_\_\_\_

No.	品 目	単 位	数 量
1	原木（丸太）		
2	製 材 品		
3	木製品（加工品）		
4	集 成 材		
5	チップ		

- (注) 1 過去1年間の主な取扱量を換算して記入してください。  
2 これ以外の品目があれば追加して記入してください  
3 単位には、 $m^3$ 又は  $t$  で記入してください

別添2 建物、施設の配置状況記入例

事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況（例）



(注) 施設（敷地、工場、倉庫、土場、事務所等）の位置が分かる見取り図を作成してください。



## 別添3 分別管理及び書類管理の方針書

### 分別管理及び書類管理の方針書（例）

〇〇〇〇事業者  
平成 年 月 日作成

本方針書は、一般社団法人山梨県木材協会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成27年4月1日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

#### （適用範囲）

本方針書は、当社製材工場（土場）において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

#### （分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

#### （分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

#### （書類管理）

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【様式2】 認定書

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

平成 年 月 日

殿

一般社団法人 山梨県木材協会  
代表理事 天野 公夫

平成 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、一般社団法人山梨県木材協会の発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

認定番号：山木協第 号

事業者の名称：

代表者の氏名：

事業者の所在地：

認定の有効期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

(注) 申請内容に変更があった場合は速やかに届け出てください。

【様式3-1(1)】 証明書の様式

※流通・加工段階における証明書の場合

	番	号
平成	年	月
		日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマスの証明

殿

(販売先)

事業者の所在地：  
事業者の名称：  
代表者の氏名：  
認定番号： 山木協第 号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明する。

記

1. 樹 種

2. 数 量

(注) 本様式の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来のバイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。【様式3-3(1)】を参照。

【様式3-1(2)】 証明書の様式

※流通・加工段階における証明書の場合

			番	号
		平成	年	月
				日
発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明				
殿				
(販売先)				
事業者の所在地：				
事業者の名称：				
代表者の氏名：				
認 定 番 号： 山木協第 号				
下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明する。				
記				
1. 樹 種				
2. 数 量				

(注) 本様式の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（一般木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。【様式3-3(2)】を参照。



【様式3-2(2)】 証明書の様式

※伐採段階における証明書の場合

平成 年 月 日  
番 号

発電用チップに係る一般木質バイオマスの証明

殿  
(販売先)

事業者の所在地：  
事業者の名称：  
代表者の氏名：  
認定番号： 山木協第 号

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明する。

記

1. 伐採許可（届出）年月日  
又は森林経営計画認定番号
2. 森林の所在場所
3. 伐採面積
4. 樹種
5. 数量

※伐採及び伐採後の造林届出書等の関連書類の写しを添付

(注) 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

【様式3-3(1)】 納品書を活用した証明書の記載事項例

平成 年 月 日  
番 号

納品書（出荷伝票）

殿

（販売先）

認定事業者名：

認定番号：山木協第 号

発地（出荷場所）山梨県〇〇市〇〇 〇〇工場

着地（納入場所）（株）〇〇〇〇 〇〇発電所

樹種	品等	寸法	数量	材積	単価	金額	備考

上記の製品は、全て間伐材等由来の木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明する。

※伐採段階における証明にあつては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知書又は森林経営計画認定書等の関連書類の写しを添付

【様式3-3(2)】 納品書を活用した証明書の記載事項例

平成 年 月 日  
番 号

納品書（出荷伝票）

殿

（販売先）

認定事業者名：

認定番号：山木協第 号

発地（出荷場所）山梨県〇〇市〇〇 〇〇工場

着地（納入場所）（株）〇〇〇〇 〇〇発電所

樹種	品等	寸法	数量	材積	単価	金額	備考

上記の製品は、全て一般木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明する。

※伐採段階における証明にあつては、伐採及び伐採後の造林届出書等の関連書類の写しを添付



## 【様式4】実績報告書

一般社団法人 山梨県木材協会

代表理事 天野公夫 殿

認定番号：山木協第 号

事業者の名称：

代表者の氏名：

事業者の所在地

TEL

FAX

### 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間	平成 年4月1日～ 平成 年3月31日	
2. 木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量	m <sup>3</sup>
	チップ等出荷量	m <sup>3</sup> または t
3. 2.のうち間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量	m <sup>3</sup>
	チップ等出荷量	m <sup>3</sup> または t
4. 2.のうち一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量	m <sup>3</sup>
	チップ等出荷量	m <sup>3</sup> または t
5. 2.のうちそれ以外の木質バイオマス	原木（原料）入荷量	m <sup>3</sup>
	チップ等出荷量	m <sup>3</sup> または t

【様式5】 認定取消通知書

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る  
事業者の認定取消通知書

平成 年 月 日

殿

一般社団法人 山梨県木材協会  
代表理事 天野 公 夫

貴事業者については、平成 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領第十の規定に基づき、平成 年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

1. 認定番号 : 山木協第 号
2. 事業者の名称
3. 代表者の氏名
4. 事業者の所在地
5. 取消の理由

【様式6】 認定申請書（継続）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る  
事業者認定申請書（継続）

平成 年 月 日

一般社団法人 山梨県木材協会

代表理事 天野 公 夫 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

㊞

認定番号： 山木協第 号

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 創業 年 従業員数 人
- 2 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量：（別添1のとおり）
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添2のとおり）
- 4 分別管理及び書類管理の方針書（別添3のとおり）
- 5 過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量：（別添4のとおり）
- 6 その他（注）  ISO  JAS  その他（ ）

注：資格（ISO、JAS、FSC等）を持っているば✓してください。

【別添4】 認定申請書（継続）添付資料

過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量

（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

事業者の名称： \_\_\_\_\_

区 分		単位	内 訳			参考 (調達価格)
			年度	年度	年度	
木材の 取扱量 (総量)	原木(原料入荷量)					
	製材品の入荷量					
	チップ等出荷量					
間伐材等 由来の木質 バイオマス	間伐材					
	森林経営計画対象 森林からの木材					
	保安林からの木材					
	国有林野等からの 木材					
	計					
一般木質 バイオマス	製材等残材					
	その他由来の証明 が可能な木材					
	計					
それ以外の 木質バイオ マス	建設資材廃棄物					
	その他					
	計					
合 計						

(注) 単位には、m<sup>3</sup>又は t で記入してください。